第10回福井地方裁判所委員会,福井家庭裁判所委員会議事概要

1 開催日時

平成20年6月5日(木)午後1時10分から午後4時20分まで

2 開催場所

福井地方・家庭裁判所第1会議室ほか

- 3 出席者
 - (1) 委員

ア 地方裁判所委員会

◎岩田嘉彦委員長, ◎岡崎真尚委員, 川本豊子委員, 小林幸夫委員, 坪井 宣幸委員, 坪田康男委員, 中村秀男委員, 宮脇美恵子委員, 山下裕己委員

イ 家庭裁判所委員会

秋山政美委員,有田康弘委員,◎岩田嘉彦委員長,◎岡崎真尚委員,黒原繁夫委員,佐茂剛委員,長谷川まゆみ委員,廣澤愛子委員,黛千恵子委員 (以上16名出席。◎印は地裁委員会委員と家裁委員会委員を兼務)

(2) 説明者

遠藤東路裁判官, 吉岡大地裁判官, 三芳純平裁判官

(3) 事務担当者

ア 地方裁判所

川口事務局長, 髙見民事首席書記官, 平松刑事首席書記官, 加藤総務課長, 藤田総務課課長補佐

イ 家庭裁判所

梶本事務局長, 玉総務課長

- 4 議事
 - (1) 委員長あいさつ
 - (2) 委員の紹介
 - (3) 模擬裁判員裁判の説明

(4) 模擬裁判員裁判·評議

【模擬裁判の事案の概要等】

被告人と被害者は大学時代の後輩と先輩という間柄で、被告人には、被害者から返済 が滞る数百万円の借金があり、その返済を求められていたという設定である。

事件は、被告人が川縁で酔っぱらっていた被害者の背中を両手で押して、川に突き落とし、被害者を溺死させたとして、殺人罪で起訴された。被告人は、被害者を突き落としていない、被害者は足を滑らして川に落ちたと主張し、犯行を否認しているという事案である。

審理では、事件の前における居酒屋での被告人と被害者のやりとりを見ていた居酒屋の店員、事件現場で犯行を目撃したという者に対する尋問と被告人に対する質問が行われた。

検察官は、被告人は①被害者を背後から両手で突き落としたところを実際に目撃されている。②被害者が川に転落後、20分以上も経ってから警察や消防に通報している。 ③泥酔している被害者が川に落ちたら溺れ死ぬことを十分に予測し、あえて被害者からの借金を免れるために、事故と見せかけて被害者を転落させたもので、確定的殺意があった。被告人には殺人既遂罪が成立する、と主張した。

弁護人は、①被告人には殺人の動機がない。②殺害行為もない。目撃証人以外は殺害 行為の証拠はない。唯一の目撃証人は、街灯があるとはいえ夜中に、かなり離れた場所 から、酒に酔った後の寝起きにボーっとしながら見ていたもので、証言は信用できない などとして、被告人が犯人であると認定するには合理的な疑いが残り、本件は、単なる 事故で被告人は無罪である、と主張した。

【審理、評議の方法】

地裁委員会,家裁委員会の各委員(法曹関係者を除く。)が,裁判員役となり,1号法廷(裁判員裁判用法廷)において,職員等が演じる証人に対する尋問等の模擬審理を体験し,その模擬審理に基づいて,地裁委員会,家裁委員会の2グループに分かれて模擬評議を行った。

【評議の概要と結果】

地裁委員会, 家裁委員会の両グループとも,

事件現場で被告人が被害者の背中を押すのを見たという目撃者の証言内容の信ぴょう性と被害者が川に転落してから被告人が警察や消防に通報するまでの約20分間の被告人の行動が議論の中心となった。

被害者が川に転落してから被告人が通報するまでの間の被告人の行動には不自然さがあるが、被告人が被害者の背中を押したという目撃者の証言は、真夜中に30m近く離れたところから見たというものであって、被告人が本当に突き落としたとするには疑いを払拭することができず、「疑わしきは被告人の利益に」との原則に従い、被告人は無罪という結論に至った。

(5) 意見交換

- 5 意見交換時の意見等の要旨 別紙のとおり
- 6 次回開催期日及び意見交換のテーマ
 - (1) 地方裁判所委員会

期 日:平成20年11月21日(木)

テーマ:裁判員制度について

(2) 家裁裁判所委員会

期 日:平成20年11月18日(火)

テーマ:(未定)

以 上

意見交換時の意見等の要旨

(◎は委員長, ○は委員)

- ◎: 模擬裁判の審理の中で、裁判官、検察官、弁護人が用いた言葉の意味が 理解できなかったり、分かりにくかったということはなかったか。
- ○: 裁判官,検察官,弁護人の発言で理解できないものはなかった。模擬裁判とはいえとても緊張したので,実際の裁判でも,裁判員に対して,かみ砕いて説明し,ゆっくりとしたペースで進行しないと理解できないのではないかと心配である。
- ○: 模擬裁判が始まる前に、争いのない事実についての資料が配布され、事件の争点についての説明を受けたが、実際の裁判員裁判でもこうした配慮をするのか。
- ○: 公判前整理手続において,裁判所,検察官,弁護人の三者が協議を行って争点を絞り込み,裁判員に理解しやすいよう提示する。
- ○: 証人尋問の際も,事前にポイントを示してもらえると裁判員は助かると 思う。
- ○: 今回は限られた時間であったため行えなかったが、実際の審理においては、要所、要所で説明を行う予定である。
- ◎: 今回は証人2人と被告人本人を続けて尋問する形で体験してもらったが、実際の裁判員裁判では、証人の取調べの前や後に裁判官、裁判員の意見交換の機会を設けるなどして進めることになる。

模擬評議では、自分の意見は発言できたか。

- ○: 発言できた。発言しにくいということはなかった。ただ、検察官の主張の中で「確定的殺意があった。」という表現があったが、その意味が分からなかった。
- ○: 客観的には殺人行為に当たるが、頭の中は真っ白だったという場合もあ

る。そのような場合でも「死ぬかもしれない。」,「死んでも仕方がない。」 と思っていたのであれば殺意があるということになる。このようなものを 「未必の殺意」という。これと対比して,「殺してやる。」という明確な 殺意を「確定的殺意」という。

- ◎: 言葉の意味が分からなければ、遠慮無く質問してもらいたい。それによって私たち裁判官も基本に立ち返って検討することができる。
- ○: 模擬評議では、よい雰囲気で活発に意見交換が行えた。私たち素人は、自分の意見をうまくまとめて発言することができないが、裁判官が私たちの発言の内容を整理し、その都度発言趣旨を確認しながら進めてくれたことに感心した。また、裁判官はいろいろな意見を理解し、整理しなければならず大変だと感じた。

それから、初めて法廷に入ったが、いきなり法廷に入って緊張してしまった。今日は模擬の裁判だと分かっていても、落ち着かず、集中できないまま審理が始まっていた。

- ○: 昨日,裁判員制度の広報映画を見て,本日に臨んだ。裁判員となる方には、事前にビデオでイメージを伝えるなどのレクチャーが必要である。
- ◎: 評議を行い、結論を出すことについて感じられたことはあるか。
- ○: 私も広報映画を見てきた。模擬評議では、自由に意見を言える雰囲気だったし、自由に話すことができたが、最後の結論を出すときには責任を感じたし、自分が裁判員として意見を述べることの重さを感じた。
- ○: 意見は自由に言えた。その雰囲気は裁判官が作ってくれた。ただ、最初に、この評議は殺人罪が成立するかしないかのどちらかの結論を出すことであるというゴールを明確に設定してもらえたなら、的を射た評議ができたと思う。評議の途中まで、殺人罪は成立しなくても他の罪を問うことができるものと思い込んでいた。
- ○: 私のグループも自由に意見が出せた。私のグループの結論は無罪だった

が、それでよかったのか疑問を感じている。

- ◎: 結論は、どちらのグループも無罪だった。刑事裁判においては、疑わしきは被告人の利益にという原則がある。裁判官でも悩むことはあり、悩むことは当然のことであるが、1人で悩みを抱えるのではなく、9人で結論を考えていくものであるということを忘れないでいただきたい。
- ○: 今日は、裁判所に来るのが憂鬱だった。裁判員制度の情報を集めるために図書館に行ったら、DVDや沢山の図書があったが、貸出しを受けた形跡が一つも無かった。ほとんどの人が、裁判員に選任されることはないと考えているのだと思うが、不安に感じている人もいるはずだから、もっとPRをすべきである。
- ◎: 国民すべてに裁判員制度の内容が具体的に伝わっているわけではないことは認識しており、今後も更に理解を得られるよう努めていきたい。今日皆さんが経験されたことを、周りの方にも伝えていただき、裁判員制度の輪を広げていただきたい。

以上